

小松市監査公表第1号

監査の結果に基づき講じた措置について小松市長から通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、次のとおり公表する。

令和2年4月27日

小松市監査委員 小 栗 巖

小松市監査委員 表 靖 二

定例監査の結果に対する措置状況

- 1 監査の種類 定例監査
2 対象部署 にぎわい交流部 観光文化課
3 監査結果の公表年月日 令和2年3月16日（小松市監査公表第12号）
4 措置通知の受理年月日 令和2年4月9日
5 監査の結果及び措置の内容

監査の結果	措置の内容
<p>改善意見 ＜観光文化課＞</p> <p>補助金の交付において、補助金交付要綱に定める補助率の例外規定の適用が常態化しているもの、長期に渡り交付され補助が固定化しているものが見受けられた。交付にあたっては、効果等について十分検証したうえで補助の必要性を見極め、補助額・補助率については、基準の見直しを行うなど適正な事務執行に努められたい。また、補助事業の内容が、行政が実施すべき性質を有している場合には、補助金交付以外の方法も検討されたい。</p>	<p>小松市コンベンション開催補助金については、行政が関わる性質を有するものの、平成25年に一般社団法人こまつ物産ネットワーク（以下、ネットワークという。）が設立された際の目的として、地域経済の活性化と地域文化の振興に寄与するために「観光客の誘客促進に関する事業」を行うことが定款に明記されている。</p> <p>また、ネットワークは平成31年3月に観光地域づくりを推進する「舵取り役」として観光庁より、地域DMOに登録された。以上により、ネットワークの目的を達成するための補助金として位置付けたい。</p>